

事務連絡
平成22年7月28日

北海道
福岡
労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課長補佐（医療福祉担当）

炭鉱災害による一酸化炭素中毒に係るアフターケア
健康管理手帳の更新時の留意点について

標記については、平成19年4月23日付け基発第0423002号「社会復帰促進等事業としてのアフターケア実施要領の制定について」（以下「19年通達」という。）に基づいて実施されているところですが、炭鉱災害による一酸化炭素中毒に罹患した者のアフターケアについては、その治癒後の症状等にかんがみ、19年通達の別添「社会復帰促進等事業としてのアフターケア実施要領」の6の(3)のイの「アフターケア実施期間の更新に関する診断書」の添付については、これを省略し、前回更新時における症状確認時の状況をもって、これに代わるものとして差し支えないこととするので、事務処理に留意してください。

また、この場合、アフターケアシステムから自動配信される「健康管理手帳の有効期間満了のお知らせ」については、裏面の空白部分に「炭鉱災害による一酸化炭素中毒については、診断書は必要ありません。」の文書を手書き又はゴム印で記載し、アフターケアシステムから出力される健康管理手帳の印字のうち、「アフターケア実施期間の更新に関する診断書」を添付の上、を二重線で削除した上、対象者に送付してください。